

群バス協第 90 号
令和2年8月27日

会員 各位

一般社団法人 群馬県バス協会
会 長 佐 藤 俊 也
(公 印 省 略)

「高速道路において落下物を発見した際の対応」について

平素より当協会の運営に際しましては、日頃よりご協力を賜り厚く感謝申し上げます。
標記について、NEXCO 東日本より高崎管理事務所を通じ、別添のとおり案内がありました。

つきましては、チラシ表面下部「《落下物を発見したら》」に沿って通報いただきますよう、
周知願います。

以上

高速道路での 落下物は大変危険です!

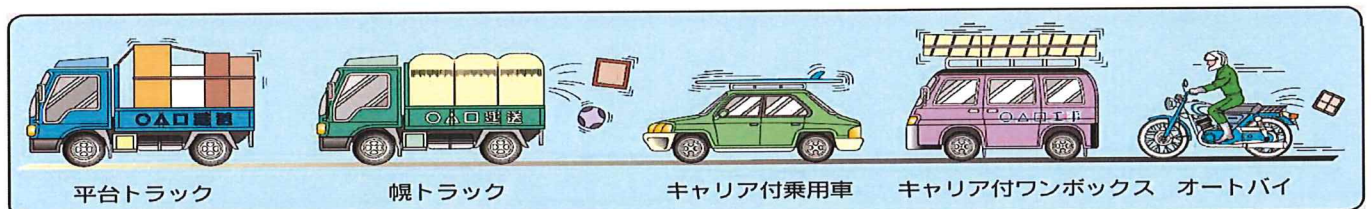
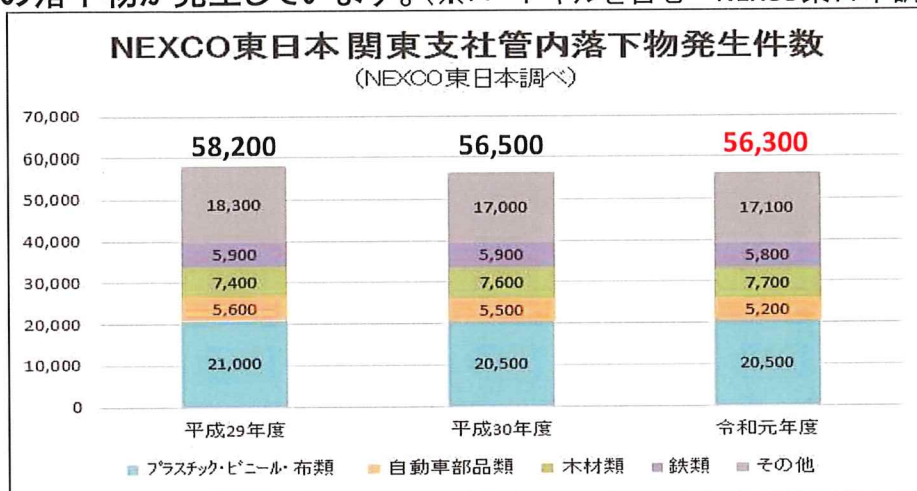
～出発前に積荷のチェックをお願いします～

落下物は、後続車両が衝突や乗り上げ、巻き込み等を起こすほか、落下物を避けるため、無理な車線変更を誘発することにより、死亡事故や車両火災等の重大な事故に繋がる恐れがあり、落とし主のみならず、多くの方を巻き込む大変危険なものです。

平成31年度・令和元年度の1年間で、NEXCO東日本関東支社管内において

約 56,300件 ⇒ 1日あたり約 154件 ⇒ 約9分に1件

の落下物が発生しています。(※ロードキルを含む・NEXCO東日本調べ)



《出発前チェック及び運転中の再チェックのお願い》

高速道路を走行すると、一般道よりも積荷等に風圧や振動がかかります。出発前、高速道路走行前に積荷ヘシートをかけ、ロープ固定するなど、落下防止措置をとっていただくとともに、長距離・長時間走行の場合は、途中のSA・PA等でも再チェックをお願いします。

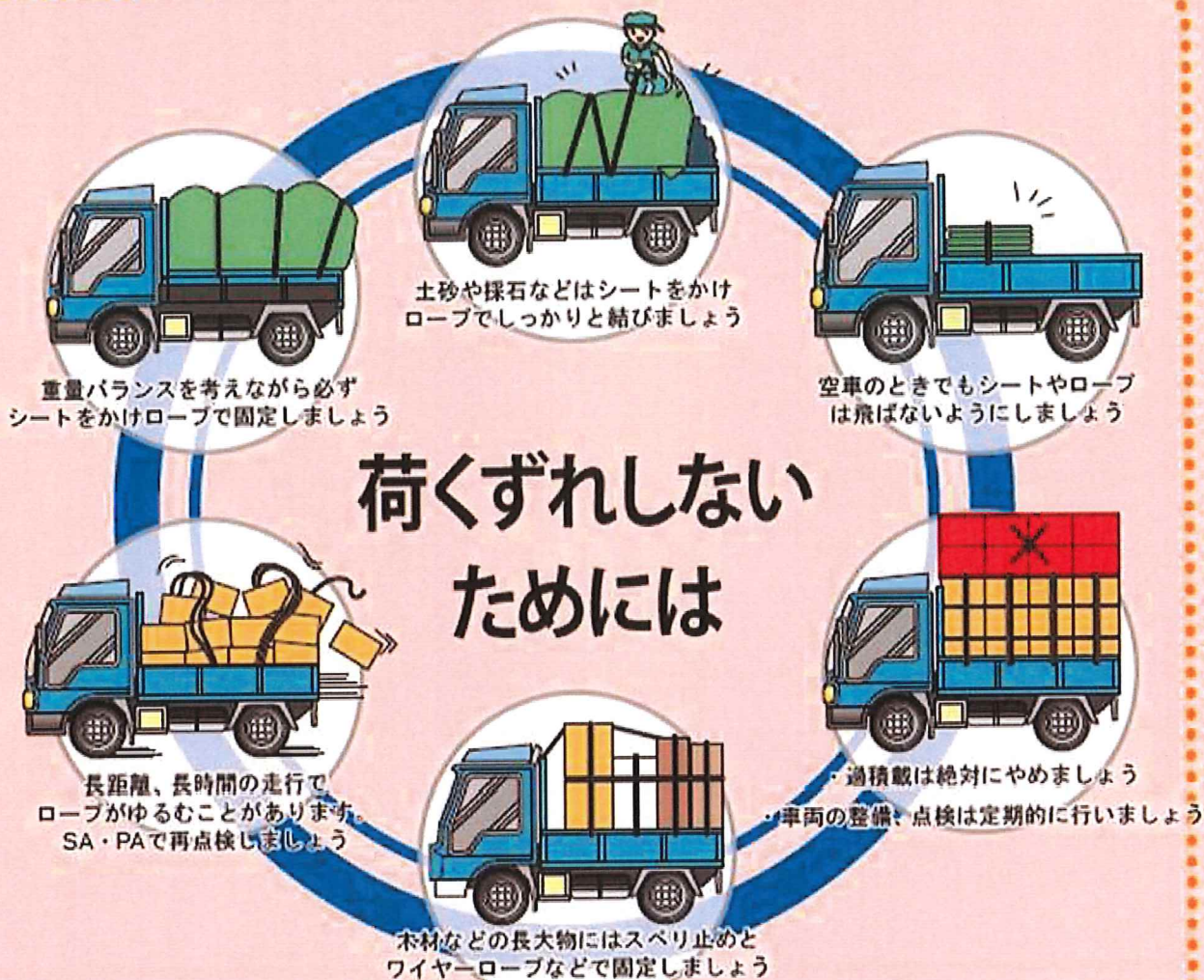
《落下物は落とし主の責任です！》

落下物は落とし主の責任であり、交通反則行為になります。また、第三者に損害を与えた場合、落とし主に賠償責任が生じるほか、道路交通法等の法律の規定により罰せられます。

《落下物を発見したら》

- ・落下物を発見したら料金所の係員、最寄りのSA・PAの非常電話
- ・携帯電話・スマートフォンから、道路緊急ダイヤル(＃9910)で通報をお願いします。
(携帯電話等からの通報は、停車中又は同乗者の方から。)

落下物は事故に直結！ 出発前に積み荷の再点検を！



道路交通法

第75条の10

自動車の運転者は(一部省略)積載している物を転落させ、若しくは飛散させることを防止するための措置を講じなければならない。

三月以下の懲役又は五万円以下の罰金(過失の場合は十万円以下の罰金)
損害を与えた場合は民事上の損害賠償が発生します。

- ★走行中落下物を発見した際には、料金所、最寄りのSA・PAの非常電話または道路緊急ダイヤル(#9910)で御一報下さい。
- ★NEXCOでは、道路巡回やお客様からの通報による落下物回収及び情報板による情報提供を実施し、通行の安全確保に努めています。

24時間、365日、お客様の声をお聞きしています。
NEXCO 東日本 お客様センター
0570-024-024
または 03-5308-2424

高速道路に関する情報は「ドラぷら」で
www.driveplaza.com/

ドラぷら

検索

あなたに、ベスト・ウェイ。

